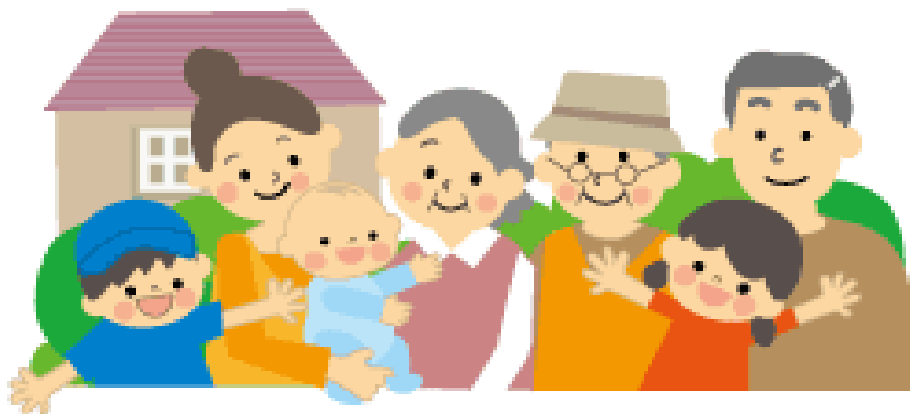


# 「子ども・子育て支援モデル都市化」 プロジェクト推進事業

「子ども・子育て支援モデル都市」

子育てアイデア実現化奨励金  
募集要領



佐世保市

1. 事業の目的
2. 事業の流れ
3. 提案できる方
4. 対象事業
5. 対象外事業
6. 事業期間
7. 市の経費負担
8. 対象経費
9. 対象外経費
10. 申請時に必要な書類
11. 事業の選考・決定
12. 事業実施・奨励金の概算払請求
13. 事業完了・実績報告の提出
14. 奨励金の確定・精算
15. 問い合わせ先



# 「子ども・子育て支援モデル都市」 子育てアイデア実現化奨励金 募集要領

## 1. アイデア実現化の目的

佐世保市は、子育て世代を地域社会全体で支えるために、市民等が自ら実施したい「夢のある子育て支援アイデア」の実現をサポートしています。

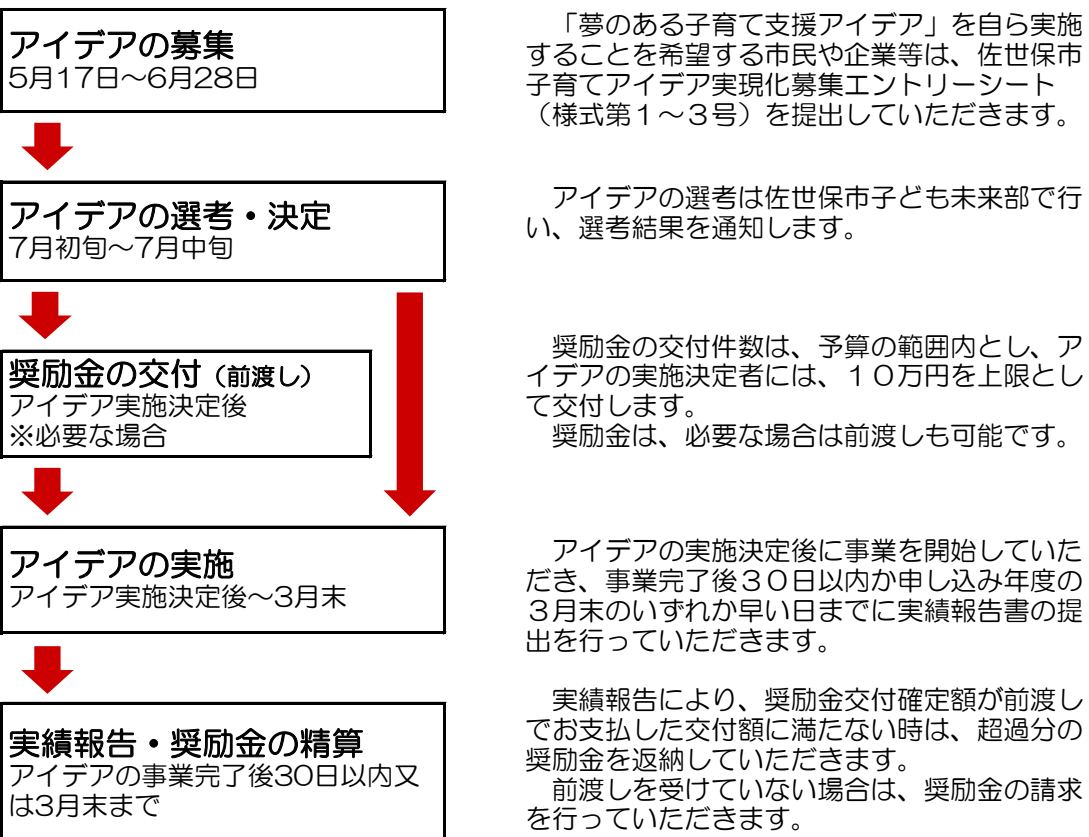
※今回から、アイデア実施対象者を従来の市民や市民団体等に加え、市内の中小企業まで拡大します！

子どもたちが明るく楽しく健やかに育ち、ママやパパも笑顔で子育てを楽しみ、自分らしいハッピーライフを実現できる。

市民の方や企業の得意分野を生かして、子育て世代に夢や笑顔があふれる佐世保のまちを実現してみませんか？

ぜひ、皆さんの熱意とアイデアに満ちた提案をお待ちしています！

## 2. アイデア実現化の流れ



### 3. 提案できる方

- ①市民
- ②市内に通勤、通学している人
- ③市民2名以上で構成された団体（ボランティア活動団体、NPO法人、町内会、子ども会等）で、主たる活動の場が市内であること
- ④市内に事業所がある民間法人で、中小企業基本法第2条第1項に定める範囲を超えないもの

#### [参考]

中小企業者の定義

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条より

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

### 4. 対象になるアイデア

#### 「子ども・子育て支援モデル都市」にふさわしい夢のあるアイデア

- ・地域社会全体で子育て世代を支えていく気運の醸成を図るアイデア
- ・子育て世代がより心地よく過ごすことができるようになるアイデア

※詳細は、佐世保市子育てアイデア実現化奨励金交付要綱をご参照ください。

### 5. 対象にならないアイデア

- ①国、他の地方公共団体または公益団体等からの資金を受けているアイデア
- ②特定の個人や団体のみが利益を受けるアイデア
- ③政治、宗教、選挙活動につながるアイデア
- ④市外で実施されるアイデア
- ⑤施設等の建築や整備を目的とするアイデア
- ⑥物品の販売等により、営利を主たる目的とするアイデア

## 6. アイデアの実施期間

アイデアの実施期間は、申し込み年度の3月末までに完了するものとします。

## 7. 市の経費負担

佐世保市が奨励金として負担する経費は、実施するアイデア1件につき10万円を限度とします。

※詳細は、佐世保市子育てアイデア実現化奨励金交付要綱をご参照ください。

## 8. 対象経費

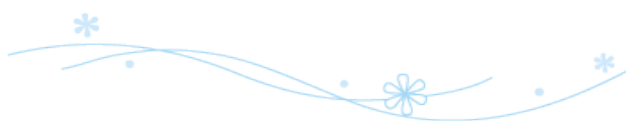
次の経費が奨励金の対象となります。

- ①人件費/アイデア実施のために支払われた賃金等  
※団体が経常的に職員に支払う賃金は認められません。
- ②報償費/アイデア実施に必要な講師、専門家等への謝礼等
- ③旅費/講師等の不可欠と認められる交通費等  
例 公共交通機関を利用する費用
- ④需要費/消耗品費、印刷製本費等  
※チラシ、ポスター、報告書等を作成する場合は、「佐世保市子ども・子育て支援モデル都市化プロジェクト推進事業」と明記してください。
- ⑤役務費/運搬に係る経費、行事保険料等
- ⑥使用料・賃借料/会場使用料、機器類の賃借料等
- ⑦備品購入費/アイデア実施に必要と認められる備品

## 9. 対象外経費

次の経費は、奨励金の対象となりません。

- ①飲食費（食事、弁当、茶菓等）
- ②事務所等の家賃や定期駐車場等の賃借料
- ③団体の経常的な運営に要する経費（コピー機リース、PCリース等）
- ④当該事業分として使用したことが確認できない経費（電話料金等）



## 10. アイデア実現化募集エントリー時に必要な書類

次の①～③の書類を提出いただきます。

- ①佐世保市子育てアイデア実現化募集エントリーシート（様式第1号）
  - ②佐世保市子育てアイデア実現化実施事業計画書（様式第2号）
  - ③佐世保市子育てアイデア実現化収支予算書（様式第3号）
- ※法人の場合は、事業所の所在地や資本金、従業員数がわかるものを添付してください。（登記事項証明書（商業・法人）の写し等）

申請書類は、佐世保市子ども政策課で配布しております。  
また、市ホームページからのダウンロードも可能です。

※アイデア実施終了後、「実績報告書」（様式第9号）及び「収支決算書」（様式第10号）等を提出いただきます。  
※申請書類等は、佐世保市子ども政策課へ郵送または持参にて提出をお願いいたします。

## 11. アイデアの選考・決定

アイデアの選考は、佐世保市子ども未来部が行います。  
決定後は、各申請者に対して書面（様式第4号）にて通知します。

## 12. 事業実施・奨励金の概算払請求

アイデアの実施者として決定後に事業を開始していただきます。  
アイデア実施前に奨励金の前渡しの請求が必要な場合は、佐世保市子育てアイデア実現化奨励金交付概算払（前渡し）請求書（様式第6号）を提出いただきます。



### 13. アイデアの事業完了・実績報告

実施したアイデアの事業完了後、30日以内または申し込み年度末のいずれか早い日までに①～④の書類を提出いただきます。

- ①佐世保市子育てアイデア実現化実績報告書（様式第9号）
- ②佐世保市子育てアイデア実現化収支決算書（様式第10号）
- ③アイデアの実施状況を確認できる領収書  
※奨励金対象経費のみの領収書の提出になります。
- ④アイデアの実施状況を確認できる写真

### 14. 奨励金の確定・精算

実施したアイデアの実績報告書に基づき、アイデアの成果や内容を確認し、奨励金の額を確定します（実施者には、確定通知書（様式第11号）を送付します。）。

奨励金を前渡しで受けている場合は精算を行い、精算残金がある場合は、市へ返納していただきます。

奨励金の前渡しを受けていない場合は、奨励金の請求を行っていただきます。（様式第12号）

### 15. 問い合わせ先

佐世保市子ども未来部子ども政策課

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日は除く）  
住 所 〒857-8585  
佐世保市高砂町5-1  
電 話 0956-24-1111（内線）5412  
F A X 0956-25-9673  
Eメール kodosei@city.sasebo.lg.jp



## 佐世保市子育てアイデア実現化奨励金 手続きの流れ

### 【申請者が提出する書類】

様式第1号、2号、3号



申請書類の確認

佐世保市子育てアイデア選考委員会

実施アイデアの決定・奨励金交付決定

様式第6号（前渡し）  
※必要な場合のみ

奨励金の請求（前渡し）  
※必要な場合のみ

アイデアの実施

様式第7号  
※必要な場合のみ

実施アイデアの変更・中止

様式第9号  
様式第10号

実績報告書の提出

様式第12号（請求）  
※必要な場合のみ

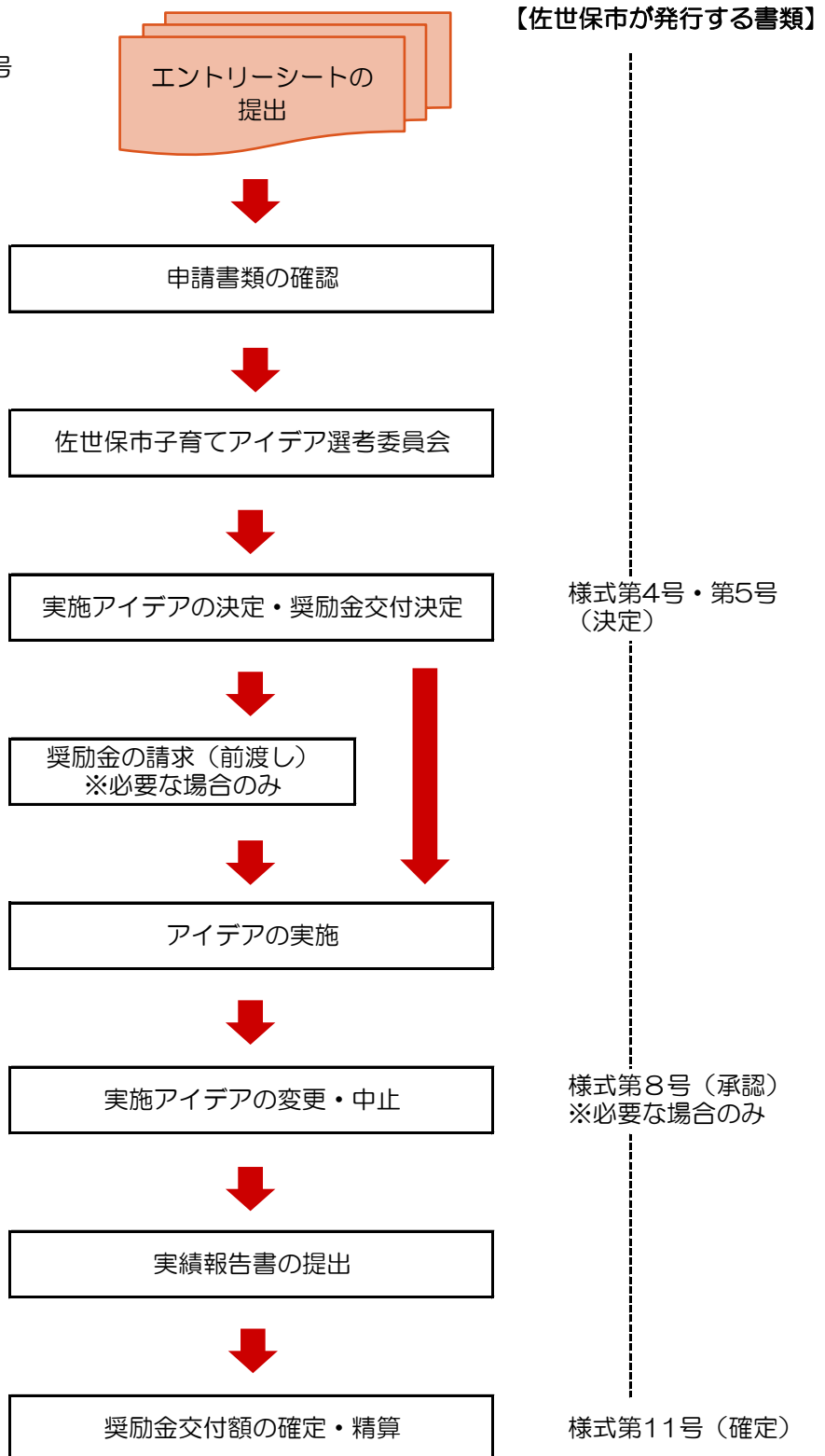
奨励金交付額の確定・精算

### 【佐世保市が発行する書類】

様式第4号・第5号  
（決定）

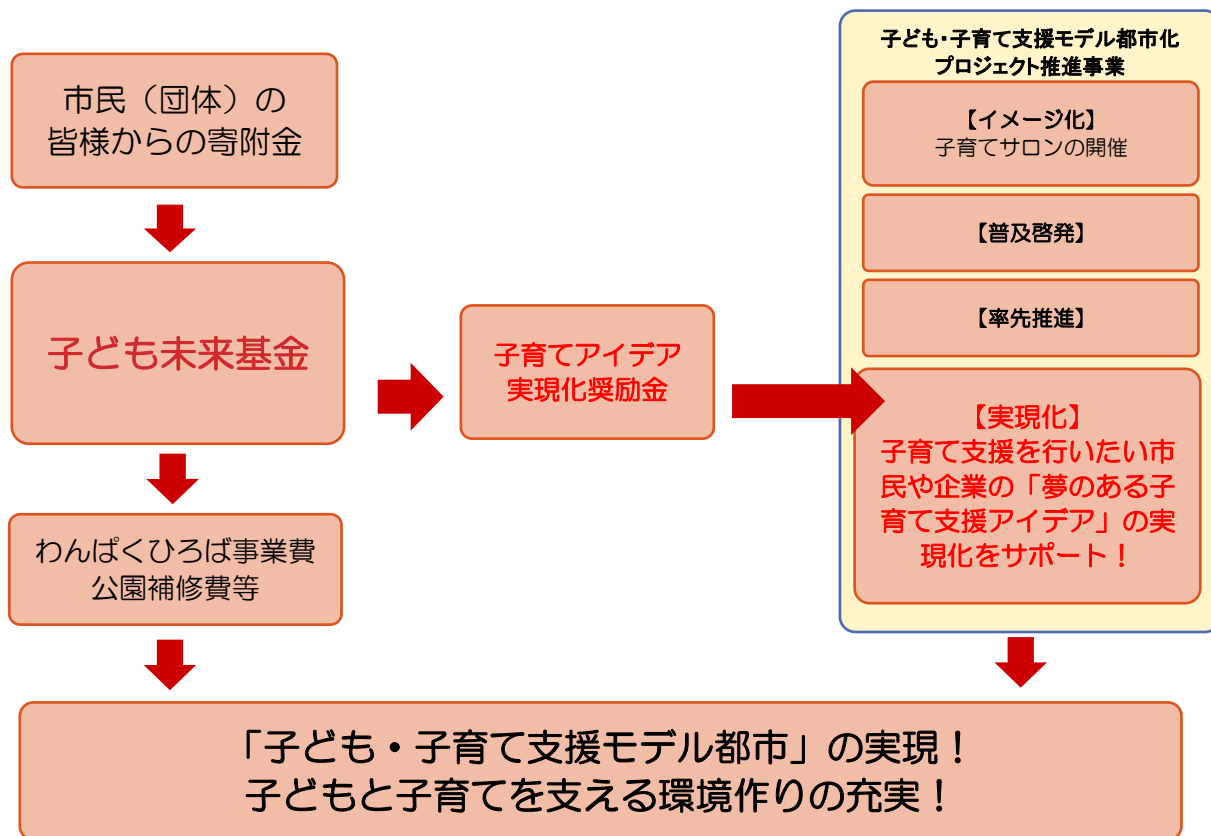
様式第8号（承認）  
※必要な場合のみ

様式第11号（確定）





# 「子ども・子育て支援モデル都市」 子育てアイデア実現化奨励金のしくみ



## 子ども未来基金への寄附の方法

### 【子ども未来基金とは】

本市の子どもたちの健やかな成長と子育て家庭を市民全体で支援し、また、市民が行う子育て支援活動や児童の健全育成活動など子どもたちを取り巻く環境の向上を図るために、市民及び各団体等、皆様からの寄附金により運営を行っております。

この基金は、わんぱくひろばの開催事業費、公園の補修費等に活用されています。

### ①寄附の申込み

寄附の申込みは、佐世保市子ども政策課へご連絡ください。

市HP：<http://www.city.sasebo.lg.jp/kodomomirai/kodosei/kifu.html>



### ②領収書の発行

寄附金を贈呈いただきましたら、領収書を発行します。確定申告の際に寄附金控除を受けるための証明書となりますので、大切に保管してください。

また、後日、お礼状を送付させていただきます。



連絡先 佐世保市子ども政策課 TEL0956-24-1111（内線）5412